

新型コロナに関する新たな対応について

令和4年度前期の技能検定実施に際して、新型コロナウイルス感染症の陽性となった方との濃厚接触者への対応については、今般、国の基準に照らした保健所の考え方に基づき、次のとおりといたします。

『現在、すべての濃厚接触者に対しては5日間の自宅待機が求められているため、6日目からは濃厚接触者にはあたらないものとします。また、5日間の自宅待機中でも2日目及び3日目のいずれにおいても抗原検査又はPCR検査で陰性が証明された人は3日目で解除となるため、4日目からは濃厚接触者にはあたらないものとします。但し、これらの検査キットについては県から支給されたもの又は薬局で購入したものに限りません。』

令和4年8月5日

山形県職業能力開発協会